



# 三重県公報

令和6年4月19日 (金)

第 508 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
41	三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	2
<b>告 示</b>			
312	包括外部監査契約を締結した旨	(総務課)	3
313	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	3
314	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
315	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	4
316	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	4
317	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	4
<b>公 告</b>			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(デジタル改革推進課)	7
	落札者を決定した旨	(技術管理課)	7
	随意契約の相手方を決定した旨	(警察本部)	7
<b>正 誤</b>			
	令和6年2月13日付け三重県公報第489号	(県議会)	8

規 則

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年四月十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十一号

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

第一条 三重県情報公開・個人情報保護審査会規則（平成二十九年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号。以下「条例」という。）第十八条及び本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成十四年三重県条例第二号）第三条の規定に基づき、三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は、総務部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の第四十二項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携・交通部において処理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号。以下「条例」という。）第十八条及び本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成十四年三重県条例第二号）第三条の規定に基づき、三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は、総務部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の第四十二項に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携・交通部において処理する。</p>

第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は、総務部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の第四十二項（同法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携・交通部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は、総務部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の第四十二項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携・交通部において処理する。</p>

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

告 示

**三重県告示第 312 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和 6 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 大島 嘉秋  
住所 愛知県名古屋千種区徳川山町 2 丁目 2 番 15 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

**三重県告示第 313 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	いしが在宅ケアクリニック鈴鹿	鈴鹿市高岡町 644 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日
病院・診療所	医療法人碧会 ヤナセクリニック	津市乙部 5 番 3 号	令和 6 年 4 月 1 日
病院・診療所	おおのクリニック	伊賀市服部町二丁目 97 番地	令和 6 年 4 月 1 日
薬局	ちかこ薬局	四日市市采女が丘 1 丁目 159	令和 6 年 4 月 1 日
薬局	はね調剤薬局 津南店	津市下弁財町津興 3070	令和 6 年 4 月 1 日
薬局	とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	令和 6 年 4 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション ひまわり	多気郡多気町五桂 625	令和 6 年 4 月 1 日
訪問看護	ひじき訪問看護ステーション	伊賀市比自岐 1205 番地	令和 6 年 4 月 1 日

**三重県告示第 314 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

- 3 変更内容

- (1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
山本 賢一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023635
秋永 克哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023636

- (2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
----	--------	-------

西浦 均	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415267
------	-------------------	----------

**三重県告示第 315 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 316 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県土壌整備部防災砂防課、三重県津建設事務所及び津市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
赤部 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
津市河芸町赤部
- 3 区域の土地の表示  
津市河芸町赤部字里 332 番 4 の一部、334 番の一部、335 番の一部、336 番の一部、337 番の一部及び 341 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

**三重県告示第 317 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、熊野市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 6 年 6 月 4 日（火）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	熊野市紀和コミュニティセンター
令和 6 年 6 月 5 日（水）	午前 10 時から 午前 11 時まで	熊野市桃崎生活改善センター
令和 6 年 6 月 5 日（水）	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 00 分まで	熊野市役所育生出張所
令和 6 年 6 月 6 日（木）	午前 9 時 30 分から	熊野市新鹿公民館

	午前 10 時 30 分まで	
令和 6 年 6 月 6 日 (木)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	遊木漁民センター
令和 6 年 6 月 7 日 (金)	午前 9 時 30 分から 午前 10 時 30 分まで	佐渡多目的集会所
令和 6 年 6 月 10 日 (月)	午前 11 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで	三重県熊野庁舎
令和 6 年 6 月 11 日 (火)	午前 9 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	三重県熊野庁舎
令和 6 年 6 月 12 日 (水)	午前 9 時 30 分から 正午まで	三重県熊野庁舎
令和 6 年 6 月 13 日 (木)	午前 9 時から	電気式はかり所在場所
令和 6 年 6 月 14 日 (金)	午前 9 時から	電気式はかり所在場所

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
益川 和雄	鈴鹿市	鈴鹿市弓削町須田 763 ほか 23 筆
合同会社 ファーム橋本	津市	津市河芸町影重沢 716

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 4 月 19 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮古土地改良区（度会郡玉城町宮古 1522）

退任理事

度会郡玉城町宮古 13

〃 〃 〃 1522

〃 〃 〃 1436

〃 〃 〃 1294

〃 〃 〃 757-1

退任監事

度会郡玉城町宮古 1252

〃 〃 〃 1287

〃 〃 中角 705

就任理事

度会郡玉城町宮古 1522

〃 〃 〃 1477

〃 〃 〃 1253

〃 〃 〃 1288

浦野昇治  
喜彗和春  
松葉茂樹  
村木慎一  
大西裕

村木弘  
福本学  
沖塚正美

喜彗和春  
世古伸治  
小倉隆  
中井正幸

度会郡玉城町宮古 1537

松田昌弘

就任監事

度会郡玉城町宮古 1294

村木慎一

〃 〃 〃 757-1

大西裕

〃 〃 中角 705

沖塚正美

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、高野井土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一見勝之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
南牟婁郡御浜町大字志原

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊勢都市計画道路  
3・6・22 号高向小俣線
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、菰野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類  
四日市都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、川越町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路  
3・4・28 号 高松川越海岸線  
3・4・71 号 南福崎豊田一色線

## 2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

<b>特定調達公告</b>
---------------

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年4月19日

三重県知事 一見勝之

- |                |  |
|----------------|--|
| 1 特定役務の名称      | インターネットメール庁内連携システム運用保守業務（延長）                             |
| 2 担当部局         | 三重県津市広明町13番地<br>総務部デジタル推進局デジタル改革推進課                      |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和6年2月22日  |
| 4 契約の相手方       | 三重県津市桜橋2丁目149番地<br>西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 佐藤 麻希             |
| 5 契約金額         | 38,280,000円（うち消費税及び地方消費税 3,480,000円）                     |
| 6 決定手続         | 随意契約   |
| 7 随意契約の理由      | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年4月19日

三重県知事 一見勝之

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 特定役務の名称 | 令和6年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託                    |
| 2 担当部局    | 三重県津市広明町13番地<br>三重県県土整備部技術管理課                    |
| 3 落札者決定日  | 令和6年2月19日  |
| 4 落札者     | 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号<br>一般財団法人建設物価調査会中部支部 支部長 岩井 卓矢 |
| 5 落札金額    | 入札価格 58,800,000円<br>契約金額 64,680,000円             |
| 6 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 入札公告日   | 令和6年1月9日   |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年4月19日

三重県警察本部長 難波正樹

- |                |  |
|----------------|--|
| 1 物品等の名称及び数量   | ICカード運転免許証作成に係る消耗品の購入（単価契約）                                    |
| 2 担当部局         | 三重県津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課調達係                            |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和6年3月26日  |
| 4 契約の相手方       | 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1<br>東芝自動機器システムサービス株式会社第一事業部<br>第一事業部長 小島 和真 |

5	契約金額（単価、税抜き）	I Cカード基体新規用カード（緑） I Cカード基体一般用カード（青） I Cカード基体優良用カード（金） I Cカード基体運転経歴証明書用カード（銀） インクリボン（イエロー） インクリボン（マゼンタ） インクリボン（シアン） インクリボン（ブラック） UVCリボン（保護膜） オーバーコートリボン 暗証番号等印字専用用紙	120,000 円 120,000 円 120,000 円 202,000 円 33,000 円 33,000 円 33,000 円 16,500 円 36,300 円 46,200 円 1,500 円
6	決 定 手 続	随意契約	
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当	

## 正 誤

令和6年2月13日付け三重県公報第489号に登載しました、三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令中

ページ 行  
5 下から4～13

誤

ため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。

重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。

正

ため必要があると認めるとき又は緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。

重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は緊急事態が発生した場合において、災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第6条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---